

Title	組合配給の研究 Henry H. Bakken and Marvin S. Schaars; The Economics of Cooperative Marketing
Sub Title	
Author	岩田, 仞
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1938
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.32, No.4 (1938. 4) ,p.559(143)- 564(148)
JaLC DOI	10.14991/001.19380401-0143
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19380401-0143

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

組合配給の研究

Henry H. Bakken and Marvin A. Schars: The Economics of Cooperative Marketing

岩田 仞

最近に於ける資本主義經濟の機構の變革、自由資本主義より拘束資本主義への移行に伴つて、配給機構にも亦急激な變化が齎されつゝある。資本主義經濟の發展を特色付けるものは、云ふ迄もなく生産の獨占化乃至組織化であるが、かかる生産過程の組織化に相應して、當然流通過程に於ける組織化が招來する。それは具體的には、商人の排除運動として顯はれる。此の商業利潤の排除を目標として商品流通過程の合理化を企圖するものに協同組合があり、協同組合の發展は、資本主義經濟下に於ける統制經濟の強化と共に、種々なる問題を提起して居る。此處に紹介せんとする書は、協同組合特に組合配給に關する、主として私經濟的見地よりの研究であるが、組合配給發展の社會經濟的意義を把握せんとする者にとつても少なからざる興味ある書である。

第一部では組合配給の發展が述べられて居る。著者は先づ協同組合を定義して、「自己の直接的利益の爲めに、農産物を集團的に販賣購入すべく設定する自主的經濟施設である。」(p. 2)と云ふ。又曰く、「協同組合員となるべき幾多の理由が擧げられる。その最も一般的なものゝは金錢上の利益である。生産者並びに消費者は單に組合を組織すると

云ふ快樂の爲にのみ組合を組織するものではない。經濟的改善と云ふ明白な考慮が存しなければならぬ。(P. 5) 之等の章句は、組合至上主義者達が協同組合に於ける相互扶助的性質を強調するのと對照して興味深いものがある。その内部關係に於て、協同組合は一般資本主義的企業に比し、精神的人格的結合が重要な要素である事は否定し得ない。併し乍ら現實の協同組合の發展、特に戦後に於ける組合運動は、決して組合主義的理想の實現を目標として生れたものではない。カルテル、トラスド等企業獨占體と同様に、個人の營利的活動を基調とした資本主義經濟の所産である。たゞ農業部門並びに消費部内に於て、その特殊性よりして協同組合と云ふ型體をとつたに過ぎない。著者も組合結成の目標として價格操作と生産費低下を擧げて居る。(P. 9-11)

次に著者は米國並びに各國の組合配給發展史を略述する。著者は米國に於ける組合の發展を左の六期に區分して居る。(P. 66-71)

- 一、一八七〇年以前 經驗時代
- 二、一八七〇—一八八〇年 グレインデ活躍時代
- 三、一八八〇—一八九五年 不活潑時代
- 四、一八九五—一九二〇年 漸進的擴張時代
- 五、一九二〇—一九三〇年 急速的擴張時代
- 六、一九三〇年以後 調整時代

右の區分はアメリカ資本主義發展史との關係に於て考へる時、組合配給の本質をよく理解し得るのである。米國に於ける組合配給の濫觴は一八六七年のグレインデに見る事が出来る。著者はその發生原因として、(一)アルジェ

ニス西部への農業擴張、(二)農産物の過剰生産、(三)農産物價格の低落、(四)高率運賃に對する憤懣、(五)農業部門の組織化運動(P. 47-48)等を擧げて居る。何れにしても米國に於ける組合配給は、一九世紀の後半に行はれた西漸運動と共に生じた農産物過剰、農産物價格の低落を契機として發生した事は明白である。又第二期たるグレインデ運動が如何に恐慌と密接に結び付けて居るかを裏書するものである。更に第五期に於ける組合配給の急速な擴張時代は、云ふ迄も無く、戦後一九二〇年の農業恐慌と時を同じくするものであり、戦後の慢性的過剰生産、價格低落に基く恐慌の重壓を脱すべく、組合運動が急激に發達したのに外ならない。而して米國は一九二五・六年の安定期後再び未曾有の世界恐慌に襲はれた。此處に於て資本主義經濟の自動的回復力は疑はれ、國家的統制の段階へと入つた。かくして農業部門に於ける國家的統制の機構として、組合が重要視されるに至り、それが著者の云ふ第六期調整時代である。一九二九年農産物市場販賣法が制定され、それに基いて聯邦農事局が設定された。之に依つて協同組合の全國的整備が企圖され、小麥に全國農民穀物會社、棉花に米國棉花協同組合と云ふ各組合の中央機關が結成され、販賣統制を實施して農産物價の吊上げが試みられたのである。

著者は更に商品別、地方別の組合發展を述べて居るが、その紹介は省略するも、之等も各地方農業生産の特殊性との關係に於てのみ理解され得る事は云ふ迄もなす。(P. 51-56)

第二部は組合配給の原則である。著者はロツチデールにならつて販賣組合並びに購買組合の原則を箇條書的に左の如く列擧して居る。

販賣組合、(一)組合員の選擇、(二)機能的商品的特殊化、(三)民主主義的代表制、(四)費用上のサービス、(五)

出資を基礎にした余剰の組合員への割當、(六)一般的危険の想定、(七)非黨派的、非教派的態度、(八)組合員への報告傳播、(九)販賣能力並びに販賣機關の統制と所有(P. 145-167)

購買組合、(一)組合員の公開、(二)民主主義的統制、(三)購買に於ける分割、(四)資本利子の制限、(五)政治的宗教的中立、(六)現金取引、(七)教育の促進(P. 139-184)

而して之等原理を通じて我々の知り得る事は、組合の本質が人格的結合體にあると云ふ事ではなくして、組合が資本主義企業的性質を持つと云ふ事である。その二三をとつて説明を試みやう。例へば販賣組合の第一原則たる組合員の選擇に付て、著者は「組合發展に於ける一般的傾向は開放的な組合政策に始まり漸次新組合員を選擇する方針へと移つた」。(P. 150)と述べて居る。而して此の組合員の選擇を必要ならしめる至つたのは、組合の資本主義的營利活動遂行の爲めに外ならない。「満足と犠牲、利益と損失、それは個人の純収益と資本投資の報酬の大部分を包含するものであるが、それは企業に於ける各組合員の参加に直接比例する。その爲めに組合員は一定の資格を必要とし、組合員選擇は組合組織の顯著な原理の一つなのである。」(P. 148)

又第三原理に付て云へば、若し組合が單なる相互扶助的な精神的結合であるならば、一人一票主義が嚴守されなければならぬであらう。然るに、「或る場合一人一票主義は組合の發展を阻害する事がある。何故なれば小生産者に、その生産物と共に大生産者の生産物の統制權をも許容すると云ふ事に對して、大生産者は不同意なる事を主張するからである。」(P. 154)米國に於ては「〇〇組合中四二組合が一人一票主義を採用するに過ぎず、殘餘の組合五八パーセントは不平等な投票權を賦與して居り、大生産者の制覇が行はれて居るのである。かくて組合も亦カルテルと同様に資本主義的企業結合の特質を示して居る。又第四原則に關して「私的企業と同様に組合も亦利潤を以

て損失をカバーしなければならぬ。」(P. 157)と云ひ、第五原則で「何故に金錢的利益が生じたかと云ふのではなくして、それを生ぜしめた人々に如何なる割合で分配するかが重要なのである。」(P. 158)と述べ、何れも組合が單なる經濟的利益を基礎にした營利活動の爲めの結合である事を裏書するものである。

以上の如き組合諸原則の説明に次いで、著者は組合の成立必要條件、組合の形態等に關して論述する。(P. 185-267)

第三部は組合配給の法律的研究であり、主として米國に關するものに觸れる。米國で組合が法律に依つて始めて確認されたのは一八五七年ニューヨークに於てである。一八六五年にはミシガン更に十九世紀末迄には數州が之に追従した。其の後一九一一年のウイスクンシン、ネブラスカ並びに一九二二年ケンタッキーの法律が標準となつて各州に普及した。組合に關する聯邦法カップ・ボルステッド法が施行されたのは一九二二年であり、之に依つて州間商業に従事する組合が認められるに至つたのである。而して組合の法律に關して最も重要な問題は、反トラスト法との關係である。前述せる如く組合が一つの營利活動を基礎としたものであり、企業獨占體と本質を同じくするとすれば、反トラスト法との關係は興味ある問題である。初期に於ては、組合は反トラスト法の違反としての判決を受けた。然るに漸次反トラスト法の例外として認められるに至り、カップ・ボルステッド法の制定はそれを決定的なものとした。而して此の事は、組合が工業部面に於ける企業獨占體發展を遂げるに至らず、その市場統制力も亦劣つて居る事に基くのである。(P. 268-303)

更に組合内部の契約關係に關する説明が付加されて居る。(P. 304-335)

第四部は組合經營論であり、組合の管理並びに金融の説明である。特にプールと販賣政策に多くの頁を費して居

る。著者曰く、「事實成功せる組合は生産の制限ではなく寧ろ生産の増加に於ける重要な力にある。」然も「若し新市場が生産の増加に伴つて發展しないならば、物價の下落は必然である。」(P. 524)と。前述せる如く組合は工業部門の企業獨占體とその本質を同じくするとは云へ、未だその統轄力は遙かにそれに及ばず、従つて市場を支配し獨占價格を設定し得ないとすれば、組合の成否は一にその販路の擴張如何にかゝつて居ると看做さなければならぬ。

最後に第五部に於て組合の限界と可能性、更にその將來に付て論及する。著者曰く「總ての農民が販賣購買組合に屬し、總ての消費者が小賣利用組合に屬する時期が到來しない事は明らかである。何故なれば私的並に協同的の二つの分配機構は相互に角逐し合ひ、相互に阻止と均衡として作用し、兩者は競争場裡に於てより、能率的たるべく努力するからである。」(P. 524)と。併し乍ら資本主義經濟機構の獨占化の傾向に伴つて、たとへ工業部面に於けるが如き急速な發展は行はれないとしても、特に米國の如き農業の大規模經營の可能な場合、組合の發展は急速に行はれるであらう。更に國家統制の段階に於て配給機構の組織化が強力的に行はれんとする今日、組合は新たな役割が賦與される事を忘れてはならない。

(一九三七・三・三稿)

前號(第三十二卷)目次

- 法則に於ける必然性と蓋然性 寺尾 琢磨
— Statistik より Stockbank の轉化 —
- シスモンドイの思想過程について 永田 清
- 名子制度と家畜小作 小池 基之
— 小本川流域地方の名子制度(二) —
- 生産統制と貿易統制 岩田 俊
— 綿業を中心として —
- 村騒動の一例——武州橋樹郡木月村 野村兼太郎
(社會經濟史資料紹介)
- ハンズ出現前のゴートランドの 高村 象平
通商 — Siegfried News: Gotlands Handel und Verkehr
bis zum Auftreten der Hausen (12. Jahrhundert).
Greifswald, 1937. —

● 一冊定價金五拾錢 郵税金壹錢五厘
● 一ヶ年分金貳圓九拾錢 郵 稅 共
● 一ヶ年分金五圓四拾錢

● 編輯及び事務に關する一切の用件は發行所宛
● 營業に關する用件は發賣元宛
● 原稿締切期日は發行の前月十日限
昭和十三年三月廿日印刷納本
昭和十三年四月一日發行 每月一回一日發行

三田學藝雜誌
禁 轉 載
編輯者 江 田 範 保
發行所 東京市芝區三田二丁目二番地慶應義塾内
卷二第 二 號
印刷者 東京市赤坂區新町五丁目四十二番地 金子 鐵 五 郎
四 第 號 印刷所 東京市赤坂區新町五丁目四十二番地 金子 活 版 所

發賣元 東京市芝區三田二丁目二番地
丸善株式會社三田出張所
電話三田(45) 一九二六番
電話三田(45) 一九二七番
振替口座東京 二一八五三番

發行所 東京芝三田 慶應義塾内
振替 慶 應 義 塾
理財學會
芝區三田二丁目二番地
東京二八二〇四番